鹿屋市告示第 347 号

鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令　和　8　年　7　月　3　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

令　和　8　年　7　月　3　日　　決　裁

鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付要綱（平成27年鹿屋市告示第36号）の一部を次のように改正する。

第１条中「空き家等内にある不要な家財道具等（屋内で使用する家具、寝具等生活に供するものをいう。以下同じ。）」を「空き家等に残置された状態の家具、電化製品、食器、その他の物品等（以下「家財道具等」という。）」に改める。

第３条を次のように改める。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当し、市税等の滞納がない者とする。

(1)　空き家等バンクに空き家等に関する情報を登録し、当該空き家等の売買契約の売主又は賃貸借契約の賃貸人である者であって、当該売買契約が解除され所有権の移転が生じない場合又は当該賃貸借契約が解除され退去が生じた場合であっても、補助金の交付を受けた日から起算して３年以上、空き家等バンクへの登録を継続することを誓約する者。ただし、当該空き家等について新たな売買契約又は賃貸借契約が成立し、鹿屋市空き家等情報登録制度実施要綱（平成27年鹿屋市告示第34号）第６条の規定により空き家等バンクの登録が取り消された場合は、この限りでない。

(2)　空き家等バンクに登録された物件について売買契約又は賃貸借契約を締結し、当該空き家等を利活用する者又は利活用する予定の者（以下「利活用者」という。）であること。

第４条第２号中「所有者等」の次に「又は利活用者」を加え、「一般廃棄物処理施設で処分したものに限る。」を「鹿屋市一般廃棄物処分業の許可に関する取扱要綱（平成26年鹿屋市告示第38号）第６条の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けた市内業者又は一般廃棄物処理施設で処分したものに限る。」に改める。

第６条に次の１項を加える。

２　前項の申請は、売買契約若しくは賃貸借契約を締結した日又は停止条件付売買契約の効力が発生した日のいずれか遅い方の日から１年以内に行わなければならない。

別記第３号様式を次のように改める。

第３号様式（第６条関係）

年　　月　　日

誓　約　書

私は、鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金の交付申請に当たり、鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める下記の補助対象要件に該当すること及びこれを遵守することをここに誓約します。

また、市長が要綱の規定に違反すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消されても異議はありません。この場合において、既に交付を受けた補助金の全部又は一部を返還することをここに誓約します。

記

１　市税等の滞納はありません。

２　家財道具等は、一般廃棄物処理施設で処分するか、鹿屋市一般廃棄物収集運搬業許可業者又は一般廃棄物処分業許可業者に処分を依頼します。

３　申請者が当該空き家等の売主等である場合、当該売買契約が解除され所有権の移転が生じない場合又は当該賃貸借契約が解除され退去が生じた場合であっても、補助金の交付を受けた日から３年以上、当該空き家等を空き家等バンクに登録します

鹿屋市長　　様

（署名又は記名押印）

氏　名

附　則

この要綱は、令和８年７月３日から施行する。